



目 次

規 則	ページ
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成31年度の国民健康保険事業費納付金の額の算定における係数等の定め（国民健康保険課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
高知県公安委員会規則	
◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考15を備考17とし、備考14を備考16とし、備考13を備考15とし、備考12を備考14とし、同表備考11中「備考10」を「備考12」に改め、同備考を同表備考13とし、同表備考10中「備考9」を「備考11」に改め、同備考を同表備考12とし、同表中備考9を備考11とし、備考8を備考10とし、備考7の次に次のよう

に加える。

8 扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、その者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、徴収額の決定が1月1日から6月30日までの間に行われる場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定により市町村民税が非課税となる額に相当する金額以下であるときは、市町村民税の非課税世帯として取り扱うものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）(2)において同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である子を除く。）をいう。(3)において同じ。）を有するもの
- (2) (1)に掲げる者のほか、婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

9 備考8の規定により寡婦又は寡夫とみなされた者であつて、市町村民税の非課税世帯として取り扱う者以外のものについては、備考1に規定する所得割の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考8(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円を、備考8(2)に該当する者にあつては30万円を控除するものとし、備考2に規定する所得税の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考8(1)又は(3)に該当する者にあつては27万円を、備考8(2)に該当する者にあつては35万円を控除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成30年7月1日から適用する。

告 示

高知県告示第91号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により平成31年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）により知事が定める係数等は、次の表に掲げるとおりとする。

平成31年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

条例第9条第1項の医療費指数反映係数	1
条例第11条の一般納付金所得係数	0.7656952553955
条例第14条、第18条及び第22条の一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第15条の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7781309899134
条例第19条の介護納付金納付金所得係数	0.7902448796845
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.8810138153384
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999970018
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999920128

高知県告示第92号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成31年2月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成31年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成31年2月1日から同年3月25日まで
- 3 作業地域

長岡郡本山町下関
高知県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成5年8月高知県告示第367号高知広域都市計画緑地事業（7号旭緑地）
- 3 事業施行期間
平成5年8月6日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

高知県告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成31年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町大谷字佐古田	602番1 602番4 605番4 602番5地先農道 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	6.00	56.17	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

公安委員会規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一
高知県公安委員会規則第2号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「刑事企画課、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第14条関係)

No.	年分給与簿		所属	職名	申告の有無 変更月 更日 当初	源泉 除配 人	控除 対象 人	一般の 控除 対象 人	特扶 親 人	定養 親 人	老人扶養親族 同居 親 人	その他 人	障害者等 (該当を○で 囲む。)	配偶者の有無 有・無	不足額の精算 有・無	本年最後の 給与から徴 収する税額	前年から繰 り越した過 不足税額	年末調整による 税額		事項 欄	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
	過納額 不足額	差引税額 円																																				
ふりがな 氏名			有・無	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	有・無	過納額の精算	本年中に還付する税額	翌年において 徴収する 税額	月別	円	円																		
生年月日	年	月	日	男・女		人	人	人	人	人	人	人	人	有・無	過納額の精算	本年中に還付する税額	翌年において 徴収する 税額	月	円	円																		
甲表適用	乙表適用	甲表特殊適用	扶養控除調整額	税額控除額	人	人	人	人	人	人	人	人	人	有・無	過納額の精算	本年中に還付する税額	翌年において 徴収する 税額	月	円	円																		
任免事項	給料	扶養手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当					
累計	支給額	共済掛金等	所得税	上積額	月	給料	扶養手当	手当	手当	手当	手当	手当	支給計	共済掛金 短期 介護 長期 厚年 長期 退職	健康保険	社会保険料 厚生年金 雇用保険	課税対象 額	所得税	地方税	通勤手当																		
年末調整等	給料・手当	賞与等	支給計	給与所得控除後の給与の金額	給与から控除した社会保険料控除額	申告による社会保険料控除額	小規模企業共済等掛金の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	基礎・扶養・配偶者(特別)控除額等	差引課税対象額	給料から徴収した税額	賞与から徴収した税額	徴収税額計	税額控除	年税額	不足額	過納額																				
時間外勤務等時間(回数)	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	期末・勤勉手当	給料(地域手当)	扶養手当等	計	率	期末手当	率	勤勉手当	支給計	共済掛金・社会保険料	税率	所得税	地方税												
時間外勤務等時間(回数)	2.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	10割																																					
時間外勤務等時間(回数)	12.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	13.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	15割																																					
時間外勤務等時間(回数)	16割																																					
時間外勤務等時間(回数)	17.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	代休時間																																					
時間外勤務等時間(回数)	夜勤																																					
時間外勤務等時間(回数)	日直																																					
時間外勤務等時間(回数)	宿直																																					
時間外勤務等時間(回数)	管特																																					
時間外勤務等時間(回数)	管特(15割)																																					
時間外勤務等時間(回数)	管特(平日)																																					
時間外勤務等時間(回数)	割合月日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	減額欄	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月												
時間外勤務等時間(回数)	2.5割														時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額	時間	金額		
時間外勤務等時間(回数)	5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	10割																																					
時間外勤務等時間(回数)	12.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	13.5割																																					
時間外勤務等時間(回数)	15割																																					
時間外勤務等時間(回数)	16割																																					
時間外勤務等時間(回数)	17.5割																																					

備考 一般職の任期付職員採用等に関する条例第4条第4項の規定に基づく特定任期付職員業績手当又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第5項の規定に基づく任期付研究員業績手当が支給される職員にあっては、この様式中「期末・勤勉手当」とあるのは「期末手当及び特定任期付職員業績手当又は任期付研究員業績手当」と、「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当又は任期付研究員業績手当」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	50,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	50,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	50,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	46,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	42,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	67,500	38,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	65,100	34,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	62,700	30,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	60,300	26,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	57,900	22,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	55,300	18,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	52,900	14,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	50,500	10,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	48,100	6,000
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	46,100	3,000

15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	44,300	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	42,500	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	40,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	39,100	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	37,300	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	35,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	34,500	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	33,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	31,800	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	30,700	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	29,500	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	28,400	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	27,300	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	26,000	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	25,200	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	24,200	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	23,000	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	21,300	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	19,500	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	17,400	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第3号****期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の100.5以上100分の165以下」を「100分の98以上100分の160以下」に、「100分の124.5以上100分の205以下」を「100分の122以上100分の200以下」に改め、同項第2号中「100分の90以上100分の100.5未満」を「100分の87.5以上100分の98未満」に、「100分の111以上100分の124.5未満」を「100分の108.5以上100分の122未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の79.5」を「100分の77」に、「100分の99.5」を「100分の97」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の43.5」を「100分の42」に、「100分の53.5」を「100分の52」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の40」を「100分の38.5」に、「100分の50」を「100分の48.5」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。